

令和 6 年度定期監査等結果報告に対する措置状況

N o	指 摘 事 項		措 置	部局	室・課等
1	1 財産管理事務について				
	(2) 行政財産（教育財産を含む）の目的外使用の許可				
	ウ 寝屋川市公有財産規則において、使用期間に1か月未満の端数がある場合の使用料の額は、日割りによって計算し、算定したその全額が100円未満であるときは、その全額を100円とすることが規定されているところ、日割りによって計算し、算定した金額を使用料の額として徴収していた。	寝屋川市立西小学校（電気通信ケーブル）	寝屋川市公有財産規則第26条第4項に「100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を100円とする。」と規定されていることを関係職員に改めて認識の共有を図ります。 また、業務担当が変更になる場合、算出方法、確認項目など適切に業務引継ぎを実施できるようマニュアルに追記します。	教育委員会事務局	施設給食課
2	2 支払に係る証拠書類の保管について				
	(2) 証拠書類について、紛失等の予防の措置を講じず、また、適切な用具を使用して保管していなかった。	支払に係る証拠書類の保管	本来文書を保管するキャビネットに、ファイル類の備品が収納されていたため、支払いに関する証拠書類が収納できなかったため、キャビネットの整理を行い、スペースができたところに支払いに関する証拠書類を収納します。 上席者は支払に係る証拠書類が文書キャビネットに適正に保管できているか適宜確認します。	教育委員会	中央図書館
3	3 専決について				
	(1) 財産管理事務について				
	ア 行政財産（教育財産を含む）の目的外使用の許可				
	(イ) 起案文書について、専決権者である教育監（学務課担当）によって決裁されなければならないところ、学務課長による決裁で施行されていた。	木田町9番34号地先通学路用地（電柱）	起案を行う場合は、令和7年4月に導入予定の「事務決裁確認ツール」を必ず活用し、適切な決裁権者（専決権者）及び合議者を確認し、起案を行うことで、決裁事務の適正な執行を確保します。 ※ No.3～6については、同一の記載としていますが、全庁的な取組として「事務決裁確認ツール」を導入して活用する予定をしています（総務部総務課）。	教育委員会事務局	学務課
4	(6) 支出負担行為兼支出命令書について、専決権者である学校教育部長によって決裁されなければならないところ、施設給食課長による決裁で施行されていた。	給食調理の業務に係る会計年度任用職員の給与	起案を行う場合は、令和7年4月に導入予定の「事務決裁確認ツール」を必ず活用し、適切な決裁権者（専決権者）及び合議者を確認し、起案を行うことで、決裁事務の適正な執行を確保します。	教育委員会事務局	施設給食課
5	4 合議について				
	(3) 起案文書について、記載金額が50万円以上の場合は財政課長の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。	寝屋川市学校支援地域本部事業委託	起案を行う場合は、令和7年4月に導入予定の「事務決裁確認ツール」を必ず活用し、適切な決裁権者（専決権者）及び合議者を確認し、起案を行うことで、決裁事務の適正な執行を確保します。	教育委員会事務局	社会教育推進課

令和 6 年度定期監査等結果報告に対する措置状況

N o	指 摘 事 項		措 置	部局	室・課等
6		(4) 起案文書について、記載金額が50万円以上の場合は契約課長の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。	寝屋川市学校支援地域本部事業委託	起案を行う場合は、令和 7 年 4 月に導入予定の「事務決裁確認ツール」を必ず活用し、適切な決裁権者（専決権者）及び合議者を確認し、起案を行うことで、決裁事務の適正な執行を確保します。	教育委員会事務局 社会教育推進課
7	5 起案について				
		(1) 予算を執行するにつき、起案を要するものについて、起案の作成がなされていなかった。	会計年度任用職員の給与	新たに会計年度任用職員の給与支払いについて、事務の流れや留意点を記載したマニュアルを作成し、課内職員に共有します。 異動があった場合などの引継ぎの際は、上席者が上記マニュアルを参照して事務をするよう指導することで、事務の漏れが発生しないようにします。	教育委員会事務局 施設給食課
8	6 その他				
		(2) 支出を行うに当たり、支出伺（兼）支出決定書が作成されておらず、校長による決裁が行われていなかった。	学校徴収金の返金	「学校徴収金事務のガイドライン」を改めて校内で周知徹底し、金銭の厳格な出納処理について、事務担当者、管理職共に再確認を行うとともに、定期的に出納簿と伝票類の照合を行っています。 また、教育政策総務課から、今回の指摘内容を各小・中学校へ周知し、事務の再点検及び適切な会計処理について指導しました。	教育委員会 学校園（第十中学校）